

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年10月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2200363 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200084 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和元年 9 月 10 日の標準賞与額を 9 万 8,000 円に訂正することが必要である。

令和元年 9 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年 9 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 9 月 10 日

A 社から請求期間に支払われた賞与について、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 31 年分給与所得に係る源泉徴収簿、賞与台帳及び賞与明細書 (以下「賞与台帳等」という。) により、請求者は、請求期間に同社から 10 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額より低い標準賞与額 9 万 8,000 円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年 9 月 10 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者

賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和4年2月9日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和元年9月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200364号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200085号

第1 結論

請求者のA社における令和元年9月10日の標準賞与額を9万8,000円に訂正することが必要である。

令和元年9月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年9月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年9月10日

A社から請求期間に支払われた賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成31年分給与所得に係る源泉徴収簿、賞与台帳及び賞与明細書(以下「賞与台帳等」という。)により、請求者は、請求期間に同社から10万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額より低い標準賞与額9万8,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年9月10日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者

賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和4年2月9日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和元年9月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2200365 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200086 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和元年 9 月 10 日の標準賞与額を 9 万 8,000 円に訂正することが必要である。

令和元年 9 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年 9 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 9 月 10 日

A 社から請求期間に支払われた賞与について、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 31 年分給与所得に係る源泉徴収簿、賞与台帳及び賞与明細書 (以下「賞与台帳等」という。) により、請求者は、請求期間に同社から 10 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額より低い標準賞与額 9 万 8,000 円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年 9 月 10 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者

賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和4年2月9日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和元年9月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200397号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200087号

第1 結論

請求期間①から④までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月
② 平成22年6月
③ 平成22年12月
④ 平成23年6月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から④までの賞与の記録が漏れているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間①から④までに係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料はなく、支給についても不明である旨回答している。

また、請求者の請求期間当時の住所地を管轄するB市役所は、課税証明書を発行できる期間は現年度を含めて7年である旨回答していることから、請求期間①から④までに係る社会保険料控除額について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間①から④までに係る賞与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。